

# 一般社団法人清水沢プロジェクト定款

## 第1章 総則

第1条 (名称)当法人は、一般社団法人清水沢プロジェクトと称する。

第2条 (主たる事務所)当法人は、主たる事務所を北海道夕張市に置く。

第3条 (目的) 当法人は、夕張市清水沢地区を中心とする空知旧産炭地域や関連地域において、地域の象徴である有形無形の炭鉱遺産を保存・活用することを通じ、地域内外の人々が相互に尊敬しあう関係を構築し、両者がともに歩む、楽しく健やかな地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

第4条 (事業) 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 炭鉱遺産の保存・活用・普及啓蒙・学術教育・調査研究に関する事業
- (2) 地域資源の価値発見、活用による交流人口の増大に関する事業
- (3) 炭鉱遺産・地域資源の価値増大に資する施設等の運営事業
- (4) (1)～(3)各号に関する活動を目的とした来訪者の受け入れ、情報提供、支援に関する事業
- (5) 地域活動の活性化支援事業
- (6) 地域情報の受発信、物販に関する事業
- (7) 喫茶・飲食事業
- (8) 地域資源を活用したまちづくりに関するコンサルティング・シンクタンク事業
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第5条 (公告)当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

第6条 (種別) 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法」という）上の社員とする。

正会員 当法人の目的に賛同し、当法人の運営に携わるために入会した者

一般会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を支援するために入会した者

第7条 (入会)会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

第8条 (経費の負担) 会員は、当会が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格喪失) 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

第10条 (退社) 会員は、当法人所定の様式により届け出ることにより、いつでも退会することができる。

第11条 (除名) 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第12条（会員名簿）当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

第13条（社員総会）当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第14条（構成）社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

第15条（招集）社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日の5日前までにすべての正会員に発する。

第16条（決議）社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の3分の1を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

第17条（議決権）各正会員は、各1個の議決権を有する。

第18条（議長）社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

第19条（代理）社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

第20条（議事録）社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

### 第4章 役員

第21条（理事の設置）当法人に、理事1名以上3名以内を置く。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

第22条（選任）理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

第23条（理事の職務権限）代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

第24条（任期）理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

第25条（解任）理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

### 第5章 計算

第26条（事業年度）当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第27条（事業計画及び収支予算）当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第28条（事業報告及び収支決算）当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告書及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

## 第6章 定款の変更及び解散

第29条（定款の変更）この定款は、社員総会の特別決議によって、変更することができる。

第30条（解散）この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第7章 附則

第31条（最初の事業年度）当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月末日までとする。

第32条（設立時役員）当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 佐藤 真奈美

設立時代表理事 佐藤 真奈美

第33条（設立時社員の氏名及び住所）略

第34条（設立時の年会費）当法人の設立時の年会費は次のとおりである。

正会員 10,000円

一般会員 3,000円

第35条（法令の準拠）本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。